



親や家族の「死亡」または「認知判断能力の低下」で、
生命保険契約の存在が分からない…

そんなときは、生命保険協会の

「生命保険契約照会制度」

を、ご利用いただけます

お客さまに代わって、生命保険協会が生命保険各社に生命保険契約の有無を確認します



どんなときに制度が利用できるの？

次の理由により、
生命保険契約の有無が
分からないとき

- **[平時]** 親や家族が**死亡**したとき
親や家族の**認知判断能力が低下**したとき
- **[災害時]** 災害救助法が適用された地域で被災したこと
による死亡または行方不明のとき

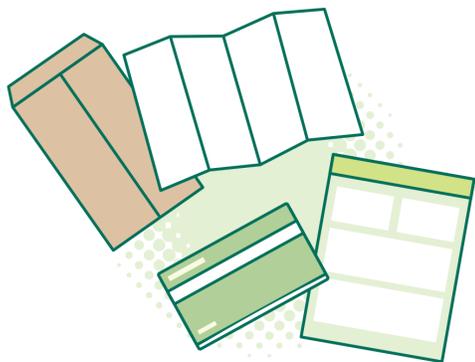


どんな手順で調べたらいいの？

家族で調べる

- 保険証券を探す
- 保険会社の通知を探す
- 通帳を確認する

など、まずは家族で生命保険契約の存在や内容を調べ、**制度を利用する必要があるかを判断します。**



調べても
分からない時

制度を利用する

契約の存在が分からない場合は、生命保険協会に契約の有無の照会を行います。



※利用料は1照会当たり3,000円(税込み)です。加えて、確認書類として「戸籍」や「協会所定の診断書」等の提出を求めため、別途ご準備いただく必要があります。なお、災害時は利用料や書類の提出は求めません。

↓ 契約の存在が判明した時

保険会社へ連絡する

契約内容の確認や保険金・給付金の請求については、契約している保険会社に、直接連絡をします。



※契約の存在が判明した場合、契約内容の詳細や具体的な請求手続きについては、当該契約に基づく権利を有する方から生命保険会社にご照会ください。

証券等が
あった時

詳しくは、生命保険協会のホームページをご参照ください

